

○ 稲川土地改良区役職員等の入院見舞金取扱要領

〔昭和62年12月8日  
制 定〕

改正 平成26年10月9日

稲川土地改良区役職員等の入院見舞金については、次に掲げる取扱により交付する。

- 1 役員・総代・用排水調整委員 1万円
- 2 職員 1万円
- 3 この入院見舞金の支給は入院日数7日以上とする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。